

府食第96号

令和7年2月18日

環境大臣

浅尾 慶一郎 殿

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和7年2月12日付け環水大管発第2502123号をもって貴省から当委員会に意見を求められた事項については、昨年6月に食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第2号に基づき当委員会が自ら食品健康影響評価を行った結果を踏まえ、同法第12条に基づき新たに適切な基準が設定されると認められるものであることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。したがって、同法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。